

## 周南市『総合事業訪問介護』 サービスコード表

令和8年6月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			1176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349単位		2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727単位		3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算		-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		1回につき	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の	270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	170/1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

     令和8年6月1日から変更されます。

     令和8年6月1日から新設されます。

# 周南市『総合事業通所介護』 サービスコード表

令和8年6月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/212		要支援2(週1回程度)			1,810単位	1,810	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/212日割		1,810単位	日割の場合	÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者、要支援2(週2回程度)			3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	÷ 30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		1,798単位	定員超過 の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位				41	1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超		要支援2(週1回程度)				1,810単位	1,267	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超		59単位				41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)				3,621単位	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位				83	1日につき	
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位				41	1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠		要支援2(週1回程度)				1,810単位	1,267	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠		59単位				41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)				3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119単位				83	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			要支援2(週1回程度)			18単位減算	-18	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者、要支援2(週2回程度)			36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)		18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212			要支援2(週1回程度)			18単位減算	-18	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者、要支援2(週2回程度)			36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	5 1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	5 1日につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22			要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	47単位減算	-47	片道につき
A6	5622	通所型独自送迎減算/2			要支援2(週1回程度)	47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	100単位加算	100	1月につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2			要支援2(週1回程度)	100単位加算	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	240単位加算	240	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2			要支援2(週1回程度)	240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	50単位加算	50	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2			要支援2(週1回程度)	50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	200単位加算	200	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2			要支援2(週1回程度)	200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	150単位加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I /2			要支援2(週1回程度)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	160単位加算	160	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II /2			要支援2(週1回程度)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	480単位加算	480	
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2			要支援2(週1回程度)	480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	88単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22			要支援2(週1回程度)	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22			要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算 III /22			要支援2(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	100単位加算	100	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2			要支援2(週1回程度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	200単位加算	200	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2			要支援2(週1回程度)	200単位加算	200	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	20単位加算	1回につき	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2			要支援2(週1回程度)	20単位加算		20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	5単位加算		5
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2			要支援2(週1回程度)	5単位加算		5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		要支援2(週2回程度)、要支援1、事業対象者	40単位加算	1月につき	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2			要支援2(週1回程度)	40単位加算		40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000加算	1月につき	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 117/1000加算
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 127/1000加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 115/1000加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 125/1000加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 105/1000加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 89/1000加算		

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に総合事業通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(週1回程度)を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、イ(週2回程度)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※太字は、国が定める標準のサービスコード表に、周南市が追加した部分です。

**令和8年6月1日から変更されます。**

**令和8年6月1日から新設されます。**

## 周南市『介護予防ケアマネジメント』サービスコード表

令和8年6月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	1111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位	442	1月につき	
AF	2000		事業対象者・要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位		438
AF	3000		要介護1・2・3・4・5	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位		434
AF	4000		442単位	業務継続計画未策定減算	4単位減算 438単位		438
AF	3333	初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300		
AF	5555	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300		
AF	6001	介護職員等処遇改善加算1	ニ 介護職員等処遇改善加算	9単位加算	9		
AF	6002	介護職員等処遇改善加算2		15単位加算	15		
AF	6003	介護職員等処遇改善加算3		16単位加算	16		
AF	6004	介護職員等処遇改善加算4		22単位加算	22		

■ 令和8年6月1日から新設されます。